

工事及び設計等における入札・契約手続き等の変更について

令和8年4月から、札幌市水道局の発注する工事及び工事に係る設計等における入札・契約手続き等を以下のとおり変更しますので、お知らせします。

電子契約及び電子保証の導入について

令和8年4月1日以降に告示する案件から、電子契約及び電子保証を導入します。詳細は以下をご確認ください。

<https://www.city.sapporo.jp/suido/jigyosya/bid/e-bid/e-con/nagare.html>

契約書・請書の提出期限及び着手日の変更について

電子契約の導入に伴い、契約関係書類の郵送提出に対応するため、契約書及び請書の提出期限を以下のとおり変更します。

なお、契約締結の方式にかかわらず、全ての案件について以下の取扱いとなります。

変更前：落札結果通知日（契約変更通知日）の翌日から起算して5日以内

変更後：落札結果通知日（契約変更通知日）の翌日から起算して**5営業日**以内

契約書の提出期限の変更に伴い、着手日も落札結果通知日の翌日から起算して**5営業日後**に変更となります。（余裕期間制度（フレックス方式）適用工事を除く。）

【適用時期】

契約書・着手日：令和8年4月1日以降に告示する案件から

請書：令和8年4月1日以降に通知する案件から

建設リサイクル法に係る別紙の提出時期等の変更について

建設リサイクル法の対象工事において、同法に係る別紙の提出時期等を以下のとおり変更します。

なお、契約締結の方式にかかわらず、対象となる全ての案件について以下の取扱いとなります。

変更前：落札決定後、契約締結までに工事等担当課と協議を行い、契約係に提出

変更後：**保留通知受領後**、事後審査書類と併せて契約係に提出（**提出前の工事等担当課との協議は不要**）

※事前審査方式による一般競争入札及び随意契約の場合の提出時期については、対象者に対し別途連絡します。

【適用時期】

令和8年4月1日以降に告示する案件から

また、契約変更においても、建設リサイクル法に係る別紙の提出時期を以下のとおり変更します。

変更前：契約変更通知受領後、工事等担当課と協議を行い、契約係に提出

変更後：契約変更通知前に、工事等担当課と協議を行い、工事等担当課（工事主任）に提出

※契約変更により別紙の提出が必要となる場合は、工事等担当課（工事主任）から連絡があります。

【適用時期】

令和8年4月1日から

※工事等担当課による別紙への「課名・職名」の記載及び受付印の押印は廃止します。

建築士法第22条の3の3に係る別紙の提出時期の変更について

建築士法第22条の3の3の対象業務において、同法に係る別紙の提出時期等を以下のとおり変更します。

なお、契約締結の方式にかかわらず、対象となる全ての案件について以下の取扱いとなります。

変更前：落札決定後、契約締結までに工事等担当課の確認を受け、契約係に提出

変更後：保留通知受領後、事後審査書類と併せて契約係に提出（提出前の工事等担当課の確認は不要）

【適用時期】

令和8年4月1日以降に告示する案件から

余裕期間制度（フレックス方式）に係る工期申出書の提出時期の変更について

余裕期間制度（フレックス方式）適用工事において、工期申出書の提出時期等を以下のとおり変更します。

なお、契約締結の方式にかかわらず、対象となる全ての案件について以下の取扱いとなります。

変更前：落札決定後、契約締結までに契約係に提出

変更後：保留通知受領後、事後審査書類と併せて契約係に提出

※事後審査書類と併せて提出することが難しい場合は、契約係にご連絡ください。

【適用時期】

令和8年4月1日以降に告示する案件から

工事における入札見積期間の変更について

令和8年度から、工事における標準的な入札事務日程を以下のとおり変更します。

【標準的な入札事務日程】

告示日	<u>開札週の4週前の金曜日（開札日の25日前）</u> 【変更前：開札週の3週前の金曜日（開札日の18日前）】
入札期間	開札前週の金曜日及び開札週の月曜日
開札日	火曜日 ※営業日ベースでの見積期間： <u>15営業日</u> 【変更前：10営業日】
落札通知日	開札翌週の金曜日

※令和8年4月1日以降告示分から、工事金額、工種や参加条件等に関わらず、原則全件の工事に上記の日程を統一して適用することとしますが、工事ごとの個別の都合や祝日・大型連休等により異なるスケジュールとする場合がありますので、各案件の告示等をご参照ください。

※見積期間とは、告示日の翌日から入札期間最終日の前日までの期間を指します。

※工事に係る設計等に係る入札事務日程は変更せず、これまで通りとします。

【適用時期】

令和8年4月1日以降に告示する案件から

各通知の方法変更について

以下の通知についてはこれまで紙で交付しておりましたが、原則、競争入札参加資格に登録されている見積依頼用アドレスへのメールにより通知文を送付する方法に変更します。

- 中間前金払認定調書
- 部分使用通知書
- 部分払金額決定通知書

【適用時期】

令和8年4月1日から

本お知らせにてご案内している各種手続きに用いる様式類は、入札情報サービスの「共通ファイルダウンロード」にて公開しております。

<https://www.city.sapporo.jp/suido/jigyosya/bid/e-bid/index.html>